だい しょう 第1章についてわからないときは、**入管**

(Regional Immigration Services Bureau to services Bureau 地方出入国在留管理局) に質問してください。

https://www.moj.go.jp/isa/index.html







がいこくじんざいりゅうそうごう 外国人在留総合インフォメーションセンター

(月~金 8:30~17:15)

TEL **0570-013904** TEL **03-5796-7112** (IP、外国から)



さっぽろしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく	
札幌出入国在留管理局	TEL 0570-003259 TEL 011-211-5701 (IP、外国から)
世んだいしゅうにゅうこくざいりゅうかんりきょく仙台出入国在留管理局	TEL 0570-022259 TEL 022-256-7025 (IP、外国から)
とうきょうしゅうにくざいりゅうかんりきょく東京出入国在留管理局	TEL 0570-034259 TEL 03-5796-7234 (IP、外国から)
またはましきょく 横浜支局	TEL 0570-045259 TEL 045-769-1729 (IP、外国から)
な ご ゃ しゅうにゅうこくざいりゅうかんりきょく 名古屋出入国在留管理局	TEL 0570-052259 TEL 052-217-8944 (IP、外国から)
おおさかしゅうにゅうこくざいりゅうかんりきょく大阪出入国在留管理局	TEL 0570-064259 TEL 06-4703-2050 (IP、外国から)
こうべしきょく 神戸支局	TEL 078-391-6377
ひろしましゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく 広島出入国在留管理局	TEL 082-221-4411
たかまつしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく 高松出入国在留管理局	TEL 087-822-5852
ふくおかしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく 福岡出入国在留管理局	TEL 092-717-5420
那覇支局	TEL 098-832-4185

1 在留カードについて

が 1-1 在留カードに書いてあること

『在留カード』は、3か月より長く日本に住む外国人が入管(Regional Immigration Services Bureau 地方出入国在留管理官署)からもらう I Dカードです。とても大事なカードです。

- **16 歳以上の人はいつも持っていてください。**入管や警察の人が「見せてください」と言ったら、見せなければなりません。
- 身分証明書(IDカード)ですので、入管や住んでいるまちの役所 しゃくしょ くゃくしょ まちゃくば むらゃくば (市役所、区役所、町役場、村役場)などに書類を出すときに必要です。



ざいりゅうし かく 在留資格 : 日本に来た目的

在留期限:日本にいることができる

最後の日

(『在留期間の満了日』)

大 でいりゅう しかく いがい しごと かつどう 在留資格 以外の仕事や活動はできません。

メ 在留期限 を過ぎて日本にいることはできません。

ざいりゅう 1-2 在留カードをもらう

なりたくうこう はねだくうこう ちゅうぶくうこう かんさいくうこう 成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港、 しんちとせくうこう ひろしまくうこう ふくおかくうこう っ ひと 新千歳空港、広島空港、福岡空港に着いた人は?





くうこう **空港**でもらいます。

住む家を決めてから 14 白以内に住んでいるまちの役所に『転入届』 → P.21
を出します。このときに、在留カードに新しい住所を書いて

(まか くうこう みなと っ ひと **他の空港や港に着いた人は?**

住所が決まってから 14 白以内に 住んでいるまちの役所に

パスポートを<mark></mark>見せて

^{てんにゅうとどけ}転入届<mark>→P.21</mark>を

だします。





いえとど家に届きます。

1-3 在留カードをなくした

なくしたことがわかった日から 14 日以内に、

家の近くにある**入管**に書類を出して、新しい在留カードをもらいます。



へでです。 入管に持って行く書類は↓を見てください。

https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10_00010.html



1-4 日本を出て戻ったときも今の在留カードを 使いたい

日本を出て、今の在留カードを使って日本に戻って来たいときは、次のようにしてください。

1年以内に日本に戻る人は?



- 日本を出る前に入管で『**再入国許可**』 <= 一度日本を出た後、また日本に デってきてもいいこと。出入国在留管理庁が、日本に戻ってくることを認めます>**をもら**
- 日本を出るとき (出国手続) には、『再入国用の ED カード』 <= 日本にまた で (出国手続) には、『再入国用の ED カード』 <= 日本にまた戻ってくるため に書く紙>と『パスポート』と『在留カード』を見せます。
- 自分の 在留期限 を見て、日本に戻る日を決めます。

在留期限 が日本を出る日から1年より後の人

→ **日本を出て1年以内**に戻ります。

で で ひ ねんいない ひと 在留期限 **が日本を出る日から1年以内の人**

- → **在留期限 の日まで**に戻ります。
- この日までに戻らない人は、日本に入ることができないこともあります。



1年過ぎてから日本に戻る人は?

- 日本を出る前に入管に書類を出して、再入国許可をもらいます。
 - ↓を覚てください。

https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/ 16-5.html



- 出国手続では、『再入国用の ED カード』 <=日本にまた戻ってくるために書く紙>と『パスポート』を見せます。

っ 1-5 生まれた赤ちゃんの在留カードをもらう

日本で赤ちゃんが生まれて、

- 赤ちゃんの国籍が日本ではない
- ・ 生まれてから 60 日より長く日本にいる

ときは、家の近くの**入管**に書類を出して赤ちゃんの 在留カードをもらいます。



- **全まれてから 30 日以内**に、役所でもらった書類を持って、**入管** に行きます。

入管に持って行く物は?

- ・ 出生届出書記載事項証明書
- じゅうみんひょう うつ「住民票の写し』か『住民票記載事項証明書』
- 赤ちゃんのパスポート(なかったら要らない)



他にも必要な書類があります。詳しくは↓を見てください。



https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/ 16-10.html

1-6 **在留カードを返す**

日本を出て戻らない人や亡くなった人などの在留カードは、**入管**に返します。

日本を出てもう日本に戻る予定がないとき

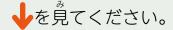
● 日本を出るとき、**空港**や**港**で返します。



家族や一緒に住んでいる人が亡くなったとき など

次のどちらかのやり方で、14 日以内に返します。

- 家の近くの**入管**で返します。
- **手紙**で書類と一緒に送ります。



https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10_00020.html





2 在留カードに書いてあることを変える

2-1 **在留期限** を長くしたい人

今の在留カードに書いてある**在留期限**より長く日本にいたい人は、入管に書類を出して、新しい在留カードをもらいます。

たゆうかん も 入管に持っていく物は?

- パスポート
- 16歳以上の人は、最近6か月に撮った
 自分の顔の写真1枚(4cm×3cm)



- 『在留期間更新許可申請書』<=在留期限を長くしたいときに出す書類>
 - あなたの 在留資格 で必要な書類は何か、
 - **↓**を見てください。

https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/index.html

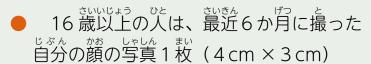


でいりゅうしかく 在留資格 を変えたい人

がっこう、そつぎょう 学校を卒業したり仕事を始めたりして、日本にいる目的が変わる人は、 にゅうかん しょるい だ あたら ざいりゅう 入管に書類を出して、新しい在留カードをもらいます。

にゅうかん も 入管に持っていく物は?

- パスポート
- ざいりゅう 在留カード





ざいりゅうしゃくへんこうきょかしんせいしょ 『在留資格変更許可申請書』<=在留資格を変えたいときに出す書類>

あなたがほしい 在留資格

で必要な書類は何か、

↓を覚てください。

https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/index. html



こうどせんもんしょく <mark>『高度専門職』(Highly Skilled Professional</mark>)



高い技術や能力、知識があって、日本で仕事や けんきゅう 研究をしたい人

https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/newimmiact_3_index.html



『永住者』(PERMANENT RESIDENT)



いつまでもずっと日本にいたい人

https://www.moj.go.jp/isa/applications/ procedures/16-4.html



2-3 **働きたい人や別の仕事もしたい人**

でいりゅうし かく 在留資格 が『**留学』や『家族滞在』などの人は仕事ができません**。

せまができる **在留資格** の人でも、**在留資格 以外の仕事はできません**。

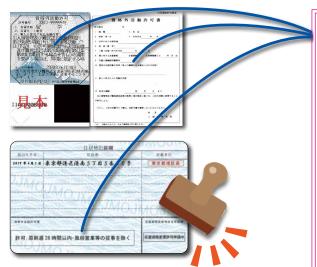
どうしてもアルバイトや、別の仕事もしたい人は



仕事をしたいときにもらうもの>と『スタンプ』をもらったら、 そこに**書いてある仕事と時間だけ**働くことができます。



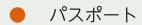
しょういん しかくがいかつどうきょかしょ 『証印シール』か『資格外活動許可書』



ざいりゅう 在留カードにスタンプを もらいます。



持っていく物は?



- でいりゅう 在留カード
- どんな仕事をするかわかる書類

https://www.moj.go.jp/isa/applications/ procedures/16-8.html







せいかつ か ひと **2-4 生活が変わった人**

じゅうしょ か ひと 住所が変わった人は?



引っ越しから14日以内に新しい住所の 役所で『転入届』 <=別の

まちから引っ越しをしたときに、新しい住所の役所に出す紙。引っ越しをして日本に住み始め

たときにも出します>**→ P.21** を出します。

このときに在留カードに新しい住所 を書いてもらいます。

施田平月耳	II-RAR	此概在中
2019 ¥ 4 8 1 B	東京都港迅德南5丁目5泰30子	東京都港区長
7 77 7		DE REAL OF SECURE AND SECURE AND SECURE AND SECURE
	1110	
	BSV(U, I) JA BREET	

なまえ こくせき 名前や国籍などが変わった人は?

変わった日から 14 日以内に**入管**に書類を出して、

新しい在留カードをもらいます。

west lasan to the wife of the control of the con

https://www.moj.go.jp/isa/applications/ procedures/nyuukokukanri10_00009.html





V

変わった日から 14 日以内に**入管**に知らせます。

びつよう しょるい だ かた かた 必要な書類や出し方は **↓**を見てください。

https://www.moj.go.jp/isa/applications/ procedures/shozokunikansuru_00001.html





3 難民の認定をしてもらいたい人

日本で『難民 (Refugee) / 補完的保護対象者 (Persons under Complementary Protection)』の認定をしてもらいたい人は、

◆を見てください。

https://www.moj.go.jp/isa/ applications/procedures/16-6.html

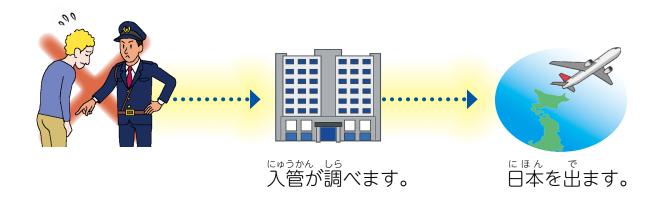


4 日本を出ていかなければならない人

ほうりつ まも 法律を守らなかった人は、日本を出なければなりません。

例えば、次の人は、入管が調べて日本にいてはいけないと決まったら、日本を出なければなりません。

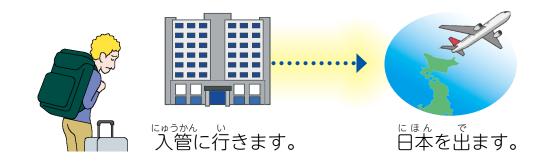
- **在留期限** を 1 日でも過ぎた人 (オーバーステイ)
- **2-3** の『証印シール』か『資格外活動許可書』と『スタンプ』をもらわないで、**在留資格** 以外の仕事をした人
- 悪いことをして国から罰を受けた人



日本を出たら、1年か5年か10年は日本に入ることができません。 悪いことをして国から罰を受けて日本を出た人は、もう日本に入ることができません。

オーバーステイだけの人は、次の全部の場合、すぐに日本を出ることができます。そして、1年過ぎたら日本に入ることができます。

- 自分から入管に行って「日本を出る」と言った人。または、入管から「日本を出る」ように言われる前に、自分から「日本を出る」と言った人。
- オーバーステイの他に悪いことをしていない人
- ・ 今までに入管に捕まって日本を出たことがない人
- 日本をすぐに出ることができる人



5 入管のホームページや SNS など

しゅつにゅうこくざいりゅうかんりちょうこうしき 5-1 出入国在留管理庁公式ホームページ

てのうかん てつづき 入管の手続などについて、100以上の国の言葉で見ることができます。

出入国在留管理庁公式ホームページ
 https://www.moj.go.jp/isa/index.html



しゅつにゅうこくざいりゅうかんりちょうこうしき とう 5-2 出入国在留管理庁公式 SNS 等

新しい制度のことや、日本での生活に役立つ情報などをお知らせしています。

● 出入国在留管理庁 X (旧 Twitter) アカウント https://x.com/MOJ_IMMI



出入国在留管理庁 Facebook アカウント
 https://www.facebook.com/
 ImmigrationServicesAgency.MOJ/



● 出入国在留管理庁インスタグラムアカウント https://www.instagram.com/isa__japan/



メール配信サービスhttps://www.moj.go.jp/isa/publications/publications/mail-service.html



地方の入管のXアカウントでは、窓口がどれくらい混んでいるかを見ることができます。

地方出入国在留管理官署のアカウント一覧
 https://www.moj.go.jp/isa/publications/
 publications/nyuukokukanri01_00184.html



がいこくじんせいかつし えん 5-3 外国人生活支援ポータルサイト

日本で安心して生活するために必要なことや大事なことを、みなさんにお 知らせするウェブサイトです。

色々な言葉で書いた、国からのお知らせなどを見ることができます。

 外国人生活支援ポータルサイト
 https://www.moj.go.jp/isa/support/
 portal/index.html



5-4 生活オリエンテーション動画

生活のルールや仕事、税金など、日本での生活に必要な情報について、 どうが つく 動画を作りました。色々な国の言葉で見ることができます。

生活オリエンテーション動画https://www.moj.go.jp/isa/support/coexistence/04_00078.html

